

## 旅行環境整備事業費補助金

(地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業(観光拠点情報・交流施設))

訪日外国人旅行者を含む旅行者が「観光名所」に関する情報や、交流機会(体験・学習等)が得ることができる「観光拠点情報・交流施設」の取組を支援するため、設備の設置、施設の整備・改良等に要する経費の一部について支援 ※国際観光旅客税充当事業

1. 補助対象事業者 地方公共団体、民間事業者及び協議会等
2. 補助率 国 : 1/3
3. 補助対象経費 **基幹事業実施の場合に限り、効果促進事業も補助対象となる**

### 基幹事業(情報発信機能向上事業)

先進機能の整備



VR(仮想現実)体験



デジタルサイネージ



多言語案内用  
タブレット端末



ウェアラブル翻訳機  
多言語翻訳システム機器



案内標識



掲示物の多言語化



無料公衆無線LAN環境の整備

### 効果促進事業



観光拠点情報・交流施設の整備・改良等



ホームページ

- ・コンテンツ作成
- ・案内放送の多言語化
- ・洋式便所の整備
- ・その他、情報提供、交流機会提供、利便性向上のための設備

# 観光拠点情報・交流施設とは

主要な観光地（※）における

【機能面の要件①+③ または ①+②+③】

①観光拠点（地域の観光名所）に関する**情報提供**

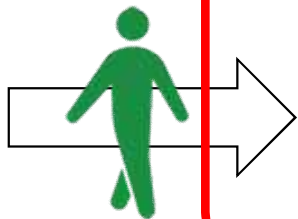
②観光拠点に関連した**交流機会**（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、

③**訪日外国人旅行者**を含む**不特定多数の観光客**が**随時かつ快適**に利用できるもの

（商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除く。）

※広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業に取組む等、訪日外国人を含む旅行者の受入に取組む地域

駅、空港 等



観光拠点情報・交流施設



※ 写真の施設はあくまで対象施設の規模感についてのイメージ例

(例)

・観光拠点に関する情報提供  
・交流機会の提供



観光拠点に  
縁のある人物の  
仮装体験

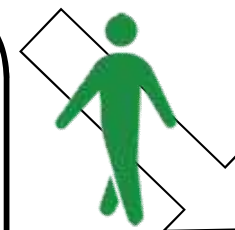


観光拠点に  
関する学習

【立地場所に関する要件】

- ・ カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・ 「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」に取組む地域
- ・ 観光圏整備実施計画認定地域
- ・ 「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域
- ・ 「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
- ・ 観光立国ショーケース選定都市
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ ラグビーワールドカップ競技会場立地都市
- ・ 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点とされた地区
- ・ 「食と農の景勝地」の認定を受けた地域
- ・ 「景観まちづくり刷新モデル地区」の指定を受けた地区が所在する地域
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区が所在する地域
- ・ 日本版DMO登録法人におけるマーケティング対象地域であり具体的な取組が見られる地域
- ・ その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人を含む旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

観光拠点



観光拠点とは、主要な観光地において既に集客力がある（又は見込むことができる）観光名所（施設、建築群、史跡、名勝等）